

# 市有地貸付の申込要領

## 【常時公募】

- 受付期間 令和8年7月29日（水）～令和9年3月31日（水）  
午前9時 ～ 午後4時30分  
※ 閉庁日は受付を行いません
- 受付場所 廿日市市役所4階  
公共施設マネジメント課資産マネジメント係

### 【お問い合わせ】

廿日市市 経営企画部 公共施設マネジメント課 資産マネジメント係  
(廿日市市役所4階)

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電 話 0829-20-0001 (内線1496、1494)

ファクス 0829-30-9180

廿 日 市 市

## ——— 目 次 ———

|                      | ページ |
|----------------------|-----|
| 1 常時公募物件 .....       | 2   |
| 2 申込みの受付.....        | 3   |
| 3 申込者の資格 .....       | 3   |
| 4 申込みの方法等.....       | 3～4 |
| 5 賃貸借契約に係る特約事項 ..... | 4～6 |
| 6 契約保証金 .....        | 6   |
| 7 賃貸借契約の締結 .....     | 6   |
| 8 公表 .....           | 6   |
| 9 その他 .....          | 6   |
| 10 暴力団等排除措置要綱等 ..... | 6～8 |

物件説明書（物件調書、位置図・公図等、現況写真）

### ※添付書類

（借受申出書、誓約書、役員等一覧、委任状）

## 1 常時公募物件

先着順で貸付予定者を決定します。

|                   |       |                                                                                                                                                      |          |            |
|-------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------|
| 建<br>物            | 所 在 地 | (住居表示) 廿日市市津田 1 1 4 7 番地 1 0                                                                                                                         |          |            |
|                   |       | (地 番) 廿日市市津田字江尻 1 1 4 7 番 1 0 及び 1 1 5 4 番 3                                                                                                         |          |            |
|                   | 構 造   | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建                                                                                                                                    |          |            |
|                   | 種 類   | 事務所・車庫                                                                                                                                               | 新 築 年 月  | 平成元年 1 0 月 |
|                   | 床 面 積 | 1 階 3 1 6 . 1 1 m <sup>2</sup><br>2 階 1 1 2 . 5 0 m <sup>2</sup>                                                                                     |          |            |
| 賃 貸 方 法           |       | 借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条に規定する定期建物賃貸借契約                                                                                                          |          |            |
| 附 属 施 設           |       | ・減菌室（木造平家建） 約 1 0 m <sup>2</sup><br>・倉庫・ゴミ置場（木・鉄骨造平家建） 約 2 4 m <sup>2</sup><br>・自転車置場（軽量鉄骨造平家建） 約 3 m <sup>2</sup><br>・倉庫（鋼板造平家建） 約 9 m <sup>2</sup> |          |            |
| 予定価格（税込）<br>（円／年） |       | 1, 410, 000                                                                                                                                          | 契約保証金（円） | 150, 000   |

※午前 9 時の受付開始時刻より前に申込みがあった場合は、受付番号カードを交付します。

申込みが複数となった場合は、受付番号カードを交付した全ての申込者を午前 9 時で同着とし、次に定める抽選により先着者を決定する。

- (1) 受付番号カードの順番により予備抽選を行い、出た玉と同じ数の 1 から始まる本抽選番号カードを交付するものとする。
- (2) 本抽選番号カードの順番により本抽選を行い、1 番の玉が出た申込者を先着者とする。

## 2 申込みの受付

(1) 申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間 令和8年7月29日（水曜日）～令和9年3月31日（水曜日）  
午前9時～午後4時30分  
※閉庁日は受付を行いません。
- ② 受付場所 廿日市市役所4階 経営企画部公共施設マネジメント課資産マネジメント係

(2) 郵送、電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

## 3 申込者の資格

- (1) 申込みの参加者となることができるのは、個人及び法人とします。  
(※ 2名以上の連名（共有）による申込みも可能です。)
- (2) 次の事項に該当する者は、申込みに参加できません。
- ① 市税を滞納している者
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
  - ③ 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していないもの
  - ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体（以下「無差別団体」という。）
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）
- (3) 申込参加資格の確認のため、警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の行った申込みは、無効となります。

## 4 申込みの方法等

(1) 申込方法

『借受申出書』に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、受付期間内に受付場所まで直接提出してください。

(2) 申込みに必要な書類

原本1部を提出してください。

- ① 誓約書
  - ② 印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）
  - ③ 市税の納税証明書（廿日市市の市税について滞納がないことを証明する書類）
  - ④ 委任状及び代理人（受任者）本人と確認できるもの（代理人により申込み及び契約しようとする場合のみ。本人確認の例は、社員証、運転免許証など）
  - ⑤ 身分証明書（個人のみ）（破産者等で復権を得ない者でないことを証明する書類で、本籍地の市町村長が発行するもの。※外国籍の方は、本証明書は不要です。）
  - ⑥ 商業・法人登記 全部事項証明書（法人のみ）
  - ⑦ 役員等一覧（法人のみ）
- ※ ②、③、⑤及び⑥については、発行後3ヶ月以内のもの。

※ 共有の場合には、連名者全員の書類が必要です。

(3) 物件の確認について

※申込みにあたっては、必ず物件の下見をして現況を確認してください。また物件は、現況（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）のままで貸し付けします。

※申込みを行う前に必ず申込者自身において、現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

(4) 申込みに当たっての注意事項

ア 物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現況と差異が生じた場合には現況が優先されます。

イ 申込受付後の辞退は原則として認めません。やむを得ず申込みを辞退される場合は、辞退届（様式第4号）に辞退の理由を記入して、廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課（市役所4階）に提出してください。

ウ 申込書その他の書類は、正確に記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの、又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは、無効となります。

## 5 賃貸借契約に係る特約事項

借地借家法第38条の規定による定期建物賃貸借契約を締結します。次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 佐伯中継局の進入路に相当する区域について、一時的な場合も含め、いかなる車両及び物品を設置することは認められません。ただし、通行のために通過することは可能です。

(2) 貸付期間

契約締結日から令和19年3月31日までとします。（準備期間も貸付期間に含めるものとす。）

この契約に更新はなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了します。

(3) 貸付料の支払い

令和8年度の貸付料については、契約締結と同時に、本市が発行する納入通知書により、その指定する場所において一括前納するものとします。また、次年度以降の貸付料については、4月30日（休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、納入期限直後の休日でない日）までに、その指定する場所において同様の方法で行うものとします。

(4) 費用の負担

ア 建物の構造の保全及び大規模修繕（外壁改修など）に関し必要な費用は、市の負担とします。

イ 佐伯中継局への電気供給に係る設備及び光回線の定期点検、臨時点検並びに修繕に要する費用は、市の負担とします。

ウ 次に掲げる費用は、借受人の負担となります。

(a) 貸付物件の修繕に要する費用（ア及びイに係る修繕を除く。）

(b) 電気、ガス、水道その他の使用料及びその設備の維持管理に要する費用（佐伯中継局への電気供給に係る設備及び光回線の定期点検、臨時点検並びに修繕に係る費用を除く。）

(c) 塵芥、汚物その他の処理に要する費用

(d) 工作物等の設置及び設置後の維持管理に要する費用（清掃の費用及び電球等の消耗品の交換工事の費用、敷地内の草刈りの費用、天井・壁・床の補修塗替え、その他軽微な修繕に係る費用を含む。）

- (e) 既存設備等の使用及び維持管理に要する費用並びにその処分に要する費用
  - (f) 火災保険料、清掃に要する費用など財産の維持管理に要する費用
  - (g) 借受人の用途により消防法上必要となる消防用設備等の設置に要する費用及び当該設備を含む消防用設備等の点検に要する費用
  - (h) その他、市が（a）から（g）までに掲げるものに準ずると認めた費用
- (5) 使用上の制限及び留意事項
- ア 借受人は、市の承認を得ないで、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。
  - イ 借受人は、市の承認を得ないで、建物の内外の様様替え、改修等により現状変更することはできません（軽微な変更を除く。）。
  - ウ 借受人は、貸付物件に現状で備え付けられている設備等については、そのまま使用しても差し支えありません。なお、維持管理及び使用に関し発生する費用は、全て借受人の負担となるほか、市においては、これらの設備等の更新及び撤去を行いません。設備等を処分する場合は、市の承認を得た上で、借受人の負担のもとで行ってください。
  - エ 貸付物件内の事故については、市は一切の責任を負いません。
  - オ 現状での貸付けとし、必要となる内装及び設備等の工事の費用は、借受人の負担とします。なお、工事を実施する場合は、事前に市と協議し、承認を得て、設計・施工を行うこととします。
  - カ 将来にわたり、必要となる内装及び設備等の工事の費用は、借受人の負担とします。なお、この場合においても、事前に市と協議し、承認を得て、設計・施工を行うこととします。
- (6) 借受人の義務
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項から第11項までに規定する風俗関連営業その他これらに類する業務の用途に貸付物件を使用することはできません。
- また、暴力団、無差別団体その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。
- (7) 貸付期間満了時の条件等
- ア 借受人は貸付期間が満了したとき又は貸し付けを解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。また、その場合は各転貸借契約者との契約を全て解除してください。各転貸借契約者との契約に関することについては、市は一切の責任を負いません。
  - イ この場合、借受人は市に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料を一切請求することはできません。
  - ウ 借受人は、市に対し、原状回復に要した費用、備品や機器類などの設置及び撤去に伴い支出した費用、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。
- (8) 実地調査
- 市は、随時、貸付物件の利用状況について実地調査を実施し、借受者に報告、資料の提出を求めることができるものとします。
- (9) 申込者が暴力団等に該当した場合の契約の解除
- 市は、賃貸借契約締結後、申込者が暴力団等に該当することが判明した場合は、貸付契約を解除するものとします。
- (10) 第三者への承継

貸付物件を暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に貸すことを禁止します。

(11) 電気設備及び光回線の点検及び修繕

貸付物件を経由して、佐伯中継局に電源を供給しています。当該設備に接続されている屋内配線等の電気設備及び光回線に係る定期点検、臨時点検並びに修繕は市の負担で行います（借受人の故意又は過失によりこれらを故障させた場合はこの限りではない）。これらに関連する市職員又は市が発注した業者の貸付物件への立ち入りは、原則として、市と借受人が協議して期間を決定するものとします。緊急性を伴う場合は、事前の連絡なく立ち入りを行うことについて、借受人は合意するものとします。この場合において、借受人が不在であった場合は、立ち入りを行った旨を速やかに借受人に通知するものとします。

なお、貸付人は、(8)の実地調査又は本号の立ち入りにより、借受人の財産に損害を与えた場合は、金銭により補償するものとします。

## 6 契約保証金

- (1) 借受人は、契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（手付金）を納付しなければなりません。
- (2) 借受人の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（借受人が支払期限までに貸付代金を支払わないとき等）は、契約保証金は廿日市市に帰属することとなります。

## 7 賃貸借契約の締結

賃貸借契約書に貼付する収入印紙など契約に必要な一切の費用は、借受人の負担となります。

## 8 公表

本契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方）を公表します。

なお、契約相手方については借受人の同意を得た場合のみ公表します。

## 9 その他

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 物件の貸付けは現況のままで行います。各自で必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑とならないよう配慮してください。また、足元が悪いところもありますので注意してください。
- (4) 賃貸借契約締結の日から引渡しの日までの間に、廿日市市の責めに帰することができない理由により、貸付物件を滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は借受人の負担とします。
- (5) 借受人が、賃貸借契約に定める義務を履行しないために、廿日市市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 貸付物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (7) 本件市有地の貸付けは、この申込要領の他、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）によります。

## 10 暴力団等排除措置要綱等

○廿日市市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱（抄）  
（指名除外による排除等）

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年4月1日制定）に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

2 市長は、公有財産の売払いにおいて、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を契約の相手方としないよう措置を講じるものとする。

（再委託の禁止）

第4条 市長は、物品調達等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に契約の履行を委託又は請け負わせることを、承認してはならない。

（契約の解除）

第5条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

（不当介入に対する措置）

第6条 市長は、受注者が契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、受注者にその旨を本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、所轄の警察署に被害届を提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定について、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

（関係機関との連携）

第7条 市長はこの要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

#### 別表

| 措置要件                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。                                                                   |
| 2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。                                                |
| 3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。 |
| 4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。                                                                                   |
| 5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。                            |

○廿日市市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。
- (4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により、広島県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力排除活動は、暴力団が市民の安全な生活に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等が共に認識し、相互に連携して一体となり暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県及び関係機関等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力排除活動を行おうとする市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市（市が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。）は、暴力団の活動のために公共施設を利用し、使用しようとする者に対し、利用又は使用の許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

(県及び他の市町への協力)

第7条 市は、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県及び他の市町に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

# 物 件 説 明 書

この物件説明書は、貸付希望者が現地を確認される上での参考資料です。

この物件は、現状のままで貸し付けします（図面と現状が相違している場合、現状が優先します）。

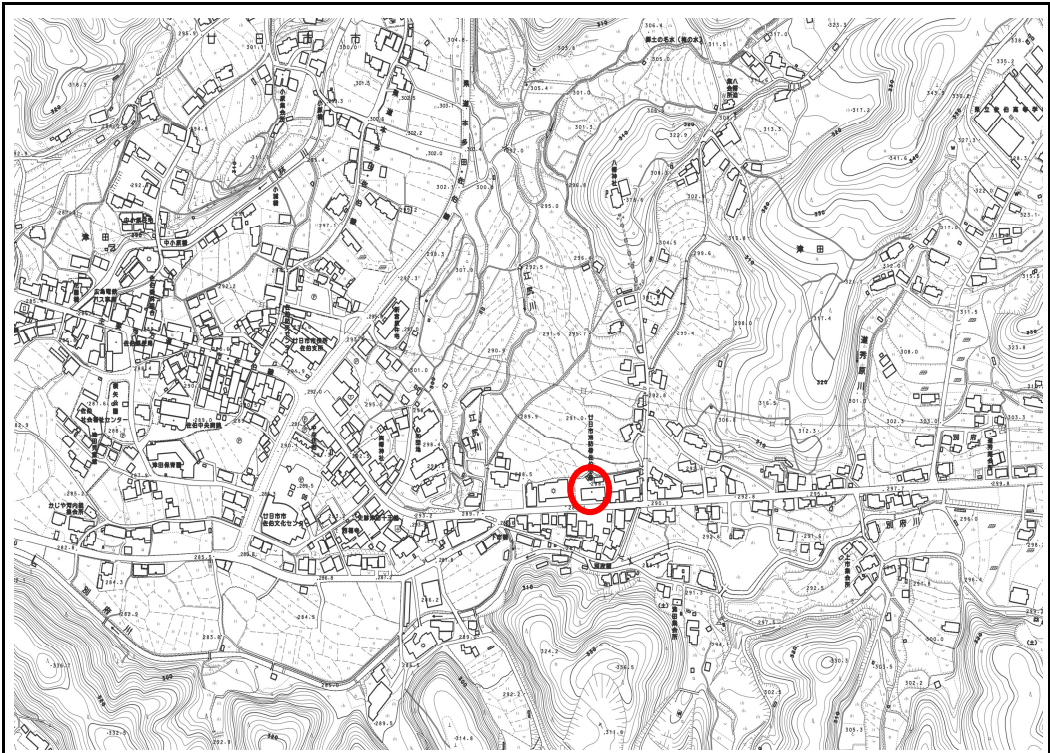
立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、廿日市市では一切行いません。

また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、廿日市市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせの上、各自で対応してください。

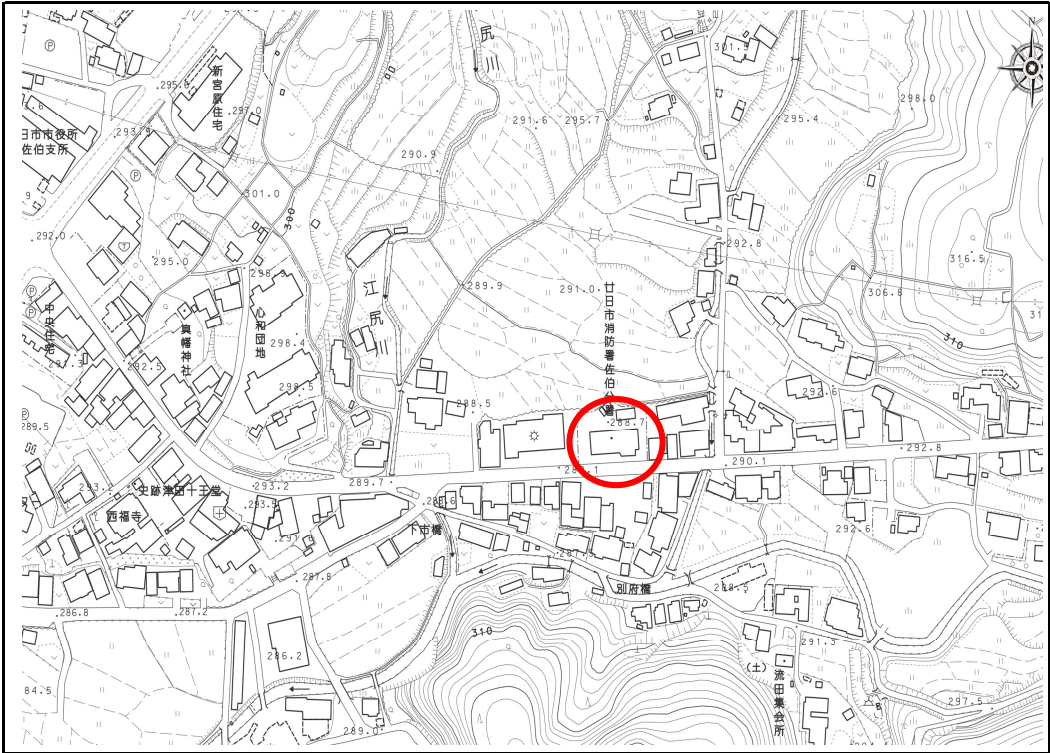
物件番号 1

|                     |                                                                                                                                                                                                                    |              |           |              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------|--------------|
| 貸付場所                | 廿日市市津田字江尻 1147 番 10 及び 1154 番 3 並びに地上建物<br>(消防救急デジタル無線設備の佐伯中継局及びその進入路である約 209 m <sup>2</sup> を除く)                                                                                                                  |              |           |              |
| 貸付面積                | 土地：1,081.42 m <sup>2</sup><br>建物：428.61 m <sup>2</sup> 及び附属施設                                                                                                                                                      |              |           |              |
| 建物概要                | 構 造：鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建<br>種 類：事務所・車庫<br>床面積：1 階 316.11 m <sup>2</sup> 、2 階 112.50 m <sup>2</sup> 、計 428.61 m <sup>2</sup><br>建築年月：平成元年 10 月                                                                         |              |           |              |
| 附属施設                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅菌室(木造平家建) 約 10 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫・ゴミ置場(木・鉄骨造平家建) 約 24 m<sup>2</sup></li> <li>・自転車置場(軽量鉄骨造平家建) 約 3 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫(鋼板造平家建) 約 9 m<sup>2</sup></li> </ul> |              |           |              |
| 都市計画法<br>等 の 制 限    | 用途地域                                                                                                                                                                                                               | 準工業地域        | そ の 他     | 宅地造成等工事規制区域  |
|                     | 建ぺい率                                                                                                                                                                                                               | 60%          |           | 景観計画区域       |
|                     | 容 積 率                                                                                                                                                                                                              | 200%         |           | 居住誘導区域       |
| 供 給 処 理<br>施設 の 状 況 | 電気                                                                                                                                                                                                                 | 中国電力         | 下水道       | 公共下水道整備済 (※) |
|                     | 上水道                                                                                                                                                                                                                | 広島県水道広域連合企業団 | 都市ガス      | なし           |
| 私道の負担等<br>に関する事項    | なし                                                                                                                                                                                                                 |              |           |              |
| 公 共 機 関 等           | 佐伯支所                                                                                                                                                                                                               | 約 450m       | さいき文化センター | 約 500m       |
|                     | 佐伯消防署                                                                                                                                                                                                              | 約 600m       | 津田保育園     | 約 650m       |
|                     | 廿日市警察署 津田駐在所                                                                                                                                                                                                       | 約 550m       | 津田小学校     | 約 1.2 km     |
|                     | 佐伯中学校                                                                                                                                                                                                              | 約 850m       | 佐伯高校      | 約 850m       |
| 参 考 事 項             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件は、構造物・設備機器等を含めて現状有姿のまま引き渡しとなります。</li> <li>・建物引渡し以後においては、十分な注意をもって建物を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意してください。</li> </ul>                                                       |              |           |              |

※公共下水道を使用するには工事が必要です。

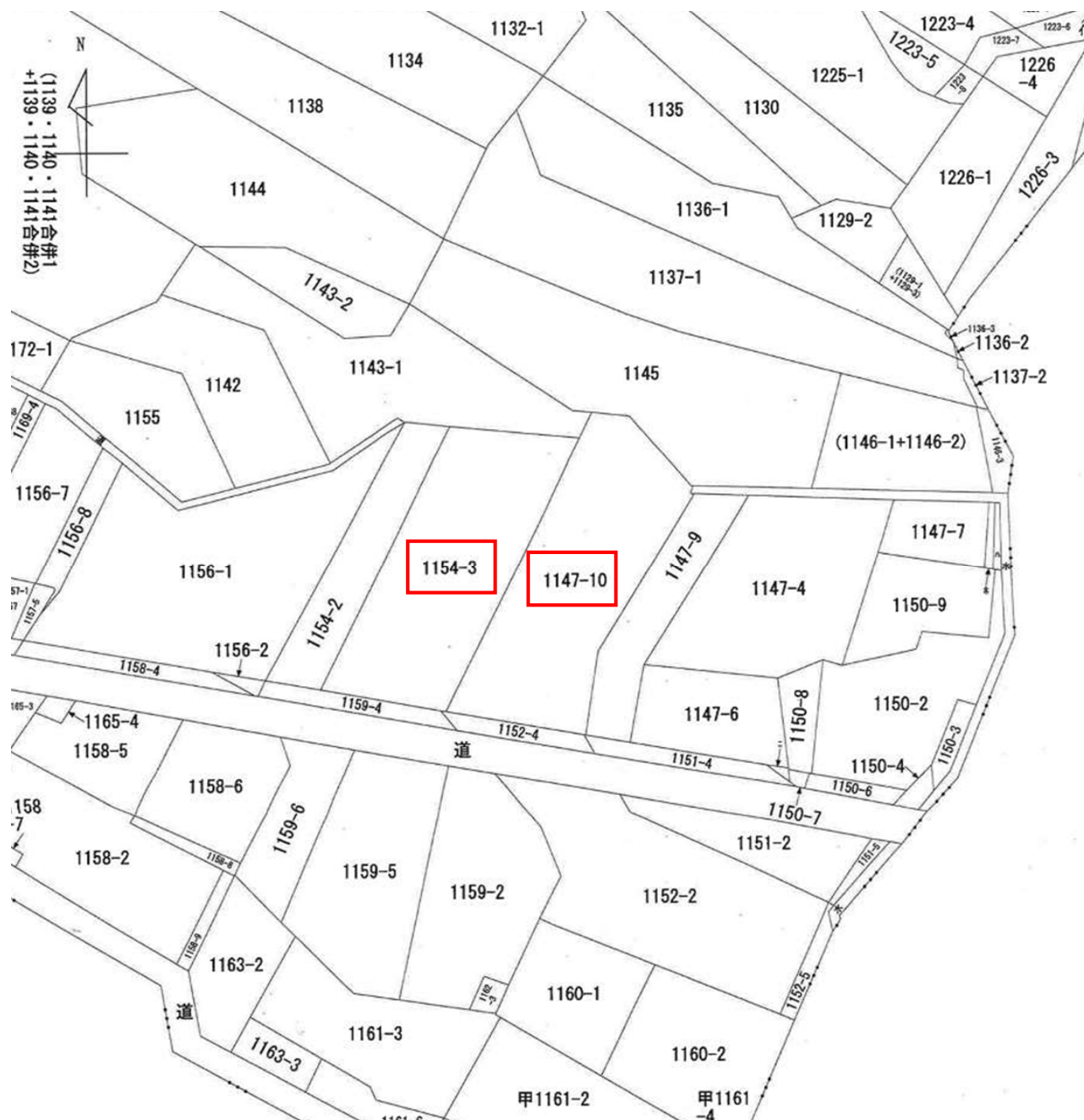


位置図



位置図

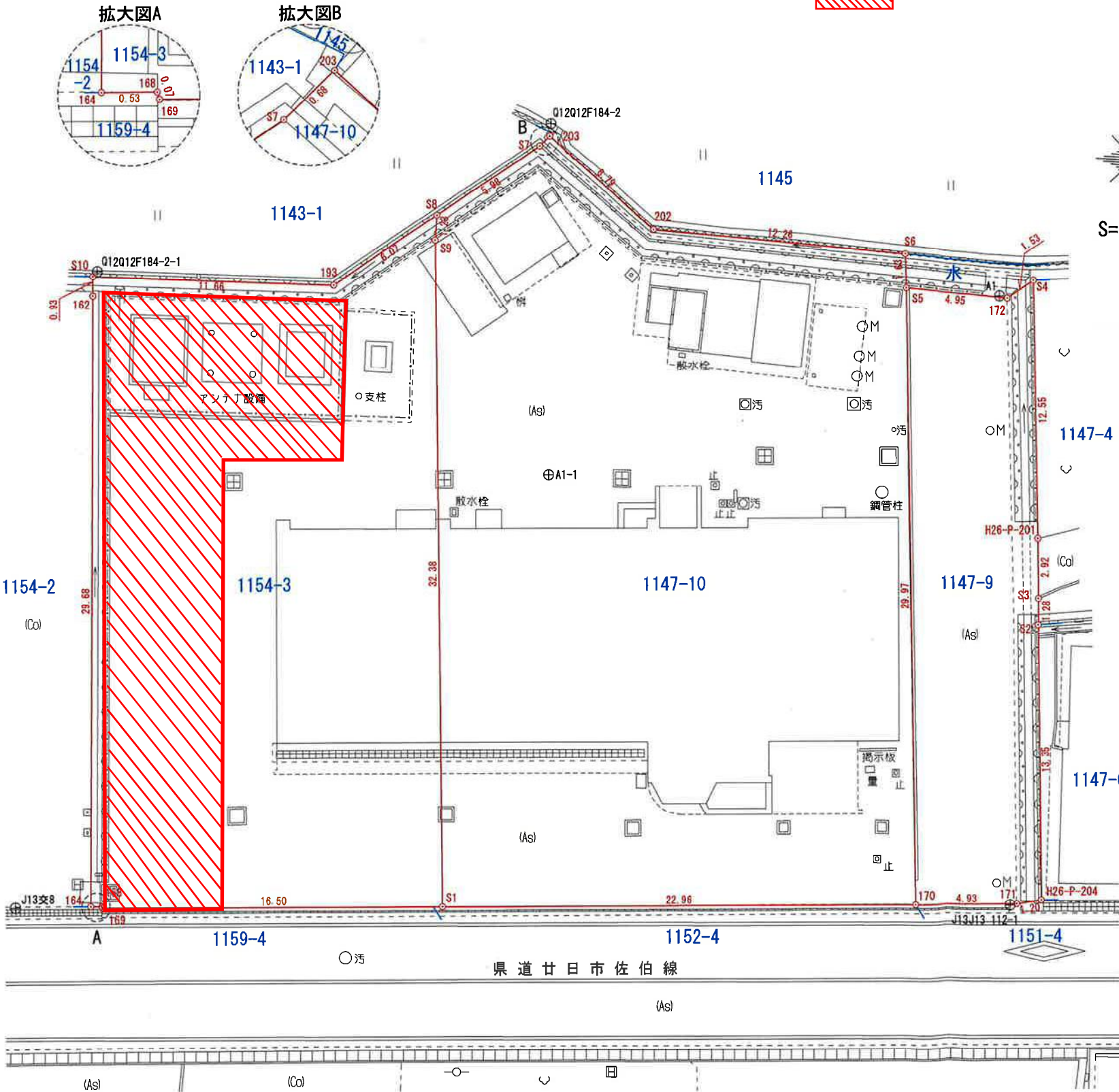
# 公 図



用地平面図

江 戸 田 市 津 日 市

貸付対象外区域



境界標及び座標値

| 筆界点       | 境 界 標 | X 座 標       | Y 座 標    |
|-----------|-------|-------------|----------|
| 162       | 既設金属標 | -181238.847 | 1382.803 |
| 164       | 既設金属標 | -181268.501 | 1384.110 |
| 168       | 既設金属標 | -181268.471 | 1384.649 |
| 169       | 既設金属標 | -181268.540 | 1384.675 |
| 170       | 既設金属標 | -181266.503 | 1424.083 |
| 171       | 既設金属標 | -181266.222 | 1429.010 |
| 172       | 既設金属標 | -181236.844 | 1427.144 |
| 193       | 既設金属標 | -181237.771 | 1394.422 |
| 202       | 既設金属標 | -181234.339 | 1409.823 |
| 203       | 既設金属標 | -181230.055 | 1404.546 |
| H26-P-201 | 既設金属標 | -181248.450 | 1429.185 |
| H26-P-204 | 既設金属標 | -181265.983 | 1430.186 |
| S1        | 新設金属標 | -181267.705 | 1401.154 |
| S2        | 既設金属標 | -181252.653 | 1429.407 |
| S3        | 既設金属標 | -181251.371 | 1429.353 |
| S4        | 既設金属標 | -181235.924 | 1428.373 |
| S5        | 既設金属標 | -181236.585 | 1422.200 |
| S6        | 新設金属標 | -181234.954 | 1422.068 |
| S7        | 既設金属標 | -181230.554 | 1404.075 |
| S8        | 新設金属標 | -181234.137 | 1399.284 |
| S9        | 新設金属標 | -181235.374 | 1399.255 |
| S10       | 既設金属標 | -181237.913 | 1382.754 |

基準点座標リスト

| 測 点 名          | X 座 標       | Y 座 標    |
|----------------|-------------|----------|
| J13交8          | -181268.736 | 1380.477 |
| J13J13 112-1   | -181266.304 | 1428.703 |
| Q12Q12F184-2   | -181229.452 | 1404.595 |
| A1             | -181236.760 | 1426.771 |
| A1-1           | -181246.488 | 1405.280 |
| Q12Q12F184-2-1 | -181237.676 | 1382.977 |

## 本物件現況写真



## 本物件現況写真



## 本物件現況写真



## 本物件現況写真

